

事業主の皆さん！

# 職場におけるセクシュアルハラスメント

でお困りではありませんか？

岩手労働局がセクシュアルハラスメントを解決するお手伝いをします！

- ・セクシュアルハラスメントは女性だけでなく男性も対象となります。
- ・事業主はセクシュアルハラスメント防止対策（9項目）を講じる必要があります。
- ・派遣労働者に対しては、派遣元、派遣先において措置を講ずることが求められます。

相談をお受けします！

日時：月～金曜日 8：30～17：15

場所：岩手労働局 雇用均等室

盛岡市内丸 7-25 盛岡合同庁舎 1号館 1階

対象：職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策についてご相談のある事業主の方

☆例えば・セクハラ防止対策で実施すべきことは？

・従業員からセクハラ相談を受けたがどのように対応したらよいか、 など

相談方法：電話または面接にて相談をお受けします。（秘密厳守）

面接をご希望される方は事前に電話でご予約下さい。

夜間・土曜日は「**仕事応援ダイヤル**」（全国社会保険労務士会連合会）でのご相談をお受けします。

受付時間：月～金曜日 17：00～20：00

連絡先：フリーダイヤル 0120-07-4864（携帯電話不通）

0570-07-4864（携帯電話用有料）



事業主が講ずべき

セクシュアルハラスメント対策とは？

事業主の方針の明確化、周知、啓発

相談に応じ、適切な対応をするための体制整備

事後の迅速かつ適切な対応

併せて講ずべき措置

- ①方針を明確化し、管理監督者を含む労働者に周知啓発すること。
- ②行為者に対する処分を定め、就業規則等の文書に規定して周知啓発すること。
- ③相談窓口を定めること。
- ④相談窓口担当者が適切な対応がとれるようにすること。
- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認すること。
- ⑥行為者、被害者に対する措置を適正に行うこと。
- ⑦再発防止に向けた措置を講ずること。
- ⑧プライバシーを保護するための措置を講ずること。
- ⑨相談、事実関係確認の協力等をしたことを理由とする不利益な取り扱いを禁止し、周知啓発すること。



岩手労働局 雇用均等室

TEL 019-604-3010

FAX 019-604-1535

